

## 教育・保育提供区域の設定について

### 1. 教育・保育提供区域とは

事業計画の策定にあたっては、「教育・保育提供区域」を定めることとされている。また、その区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされている。

「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」  
【子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項（抜粋）】

### 2. 国の基本的な考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案して定める。
- 地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅から容易に移動する事が可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる受給調整の判断基準になることを踏まえる。
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実情に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

### 3. 区域設定のポイント

区域数	多い	少ない
保護者の利用	通園が容易	通園が困難
施設整備	非効率	効率的

#### 4. 野々市市の教育・保育提供区域について（案）

本市が狭い市域であることや、計画策定期間が5か年であることを勘案し、市内全域を1つの区域として設定する。

##### 主な理由

- ①幼稚園については、自宅に近いということだけではなく、各幼稚園の教育方針などで選択する保護者も多いことから、市内外に関わらず様々な地域へ通園している。このため、区域を複数に分けることは、現在の利用実態と異なる。
- ②保育施設については、自宅に近いということのほかに、保護者の通勤経路から選択する事が考えられ、複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースが考えられる。
- ③保育所入所待機児童の定義では「通常の交通手段で、自宅から20～30分未満で登園可能な場合は、待機児童に含まない」としているが、本市は13.56平方キロメートルと狭い市域であり、通園が困難なケースは少なく、また、複数の区域を設定すると、適切な需給バランスを基本とした計画が難しくなる。